

暴風警報・暴風雪警報発令時の登下校について
(公共交通機関途絶時にも準用する。)

1. 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から愛知県知多地域（又は居住地域）に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合。

- (1) 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記(1)、(2)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。

2. 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から愛知県知多地域（又は居住地域）に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

3. 生徒の登校する以前に学校が所在する市町村、児童生徒が居住する市町村に警戒レベル4以上が発令された場合、1.と同様に対応する